

当面の間の地域ケアプラザの施設利用及び貸出にあたっての基準（利用者向け）

事業、事務実施、諸室貸出、利用にあたっての前提条件	諸室貸出、利用関係		居宅介護支援事業 福祉保健サービス （通所系サービス事業など）
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室 ・多目的ホール ・地域ケアルーム ・ボランティアルーム ・調理室 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報ラウンジ （フリースペース） 図書コーナーなども同様 	
<p>○ 3密回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対人距離の確保 （できるだけ2m （最低1m）） ・ マスク着用、手洗い、手指消毒励行 ・ 換気実施 ・ エレベーターの利用は 2名まで ・ 来館者は受付で検温 ・ 団体代表者は当日の参加者を把握しておく 	<p>【部屋利用の基準について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸室利用に際しては、人数を定員の50%まで。 ・ 1時間に1～2回10分程度の換気を実施する。 ・ 物品貸出の制限。 ・ 会食会や茶話会など、飲食をしながら会話を伴う事業については、向かい合って座らずに互い違いに着席する。食事中以外はマスクを着用するなど感染予防に充分注意する。 ・ 施設としての開館時間は、当面9時から18時まで（日祝は17時まで）。 <p>【利用不可の活動、事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での発声、歌唱、運動等多量の呼気が想定される活動、利用。 ・ 相手との距離が2メートル（最低1m）以上確保できない利用（麻雀、将棋、囲碁など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留は不可 ・ キッズスペースは不可 ・ 情報ラウンジに配架されているチラシの閲覧は可 <p>※不特定多数の方が一定時間滞留し3密が想定されるなど感染のリスクが高いため</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省及び健康福祉局介護事業指導課等の通知に従って適切に実施

※**相談・諸室貸出の予約**については、基本的に**お電話にて**各地域ケアプラザへお問い合わせください。

